

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社がステークホルダーからの信頼を得て継続的に発展していくためには、実効性の高いコーポレート・ガバナンスを構築し、効率的な経営を実践することが必須であります。特に、当社グループは主たる事業として介護・福祉・医療に関する法令に基づくサービスの提供を行っており、公的各種保険制度から報酬を受ける立場にあります。従いまして、コンプライアンスを重視し、社会的責任を果たす透明度の高い経営組織の構築が求められます。中でも統治機関の主体であります取締役会においては、常にステークホルダーの利益を追求する代理人として最適化された組織であることを念頭に機能強化を図っていく所存です。

また、当社はコーポレート・ガバナンスに係る基本的な体制として「監査役制度」を採用し、監査役及び監査役会を設置し、各監査役は監査役会の決定及び監査役会監査規則に基づき、代表取締役及び各取締役の業務執行を監査・監視しております。あわせて、監査役の過半数を社外監査役とすることで、監査役会の独立性及び監査業務の客観性を確保しております。

内部監査に係る機関としては、代表取締役社長の直轄組織として内部監査室を設置し、当社及びグループ各社の内部監査を実施しております。内部監査室は職務執行の状況を監査し、改善指導を行うとともに、指摘事項及び改善状況を代表取締役社長へ報告しております。

会計監査につきましては、監査法人と監査契約を締結し、会社法監査および金融商品取引法監査を受け、当社管理部門が監査法人との連携を密にすることで会計監査の実効性向上に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社村上企画	3,098,200	43.10
村上美晴	931,300	12.96
セントケア従業員持株会	286,066	3.98
株式会社ジェイ・エス・ビー	158,500	2.20
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	107,812	1.50
BNYM SA/NV FOR BNYM CLIENT ACCOUNT MPCs JAPAN	94,288	1.31
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	90,000	1.25
株式会社SBI証券	83,800	1.17
中井芳明	61,100	0.85
岡田真澄	56,700	0.79

支配株主(親会社を除く)の有無

村上美晴

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主との取引に関しましては、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、取締役会決議及び社内規程等に基づき決定・処理がなされております。また、少数株主保護の観点から、株主総会決議、取締役会決議、社内規程等によらない取引等が発生する場合には、弁護士、会計監査人、税理士等の外部機関の見解を求め、取引の公平性を確保する方針であります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
瀬尾恵	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
瀬尾恵	○	会社法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める金額を限度とする責任限定契約を締結しております。	当社の社外取締役については、客観的かつ専門的な視点を持ち、経営判断の妥当性の監督を期待しております。 同氏は経営者としての豊富な経験と経営に関する高い識見を有していることから、当社経営の透明性確保およびコーポレート・ガバナンス体制の強化に寄与していただけると判断し、社外取締役として選任しております。 また、当社と同氏との間に利害関係はなく、経営陣から独立した立場にあり一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、内部監査室及び会計監査人の相互連携の状況としては、定期的又は必要の都度、情報共有及び意見交換を行う同時に、内部統制に関わる各部署から必要な情報提供を受け、内部統制に関する事項について意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小泉史憲	他の会社の出身者													
寺澤孝	他の会社の出身者													
山口義之	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小泉史憲	○	当社監査役及び当社グループ8社の監査役として職務執行しております。 平成26年6月に独立役員に指定しております。 会社法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める金額を限度とする責任限定契約を締結しております。	経営者としての豊富な経験と長年に渡る経営企画・経営管理・財務・経理部門等の経験や知識を有しており、その職歴、識見に基づく監査が期待できます。 また、同氏は、当社経営陣との間に利害関係はなく経営陣から独立した立場にあり、一般株主と利益は相反せず一般株主保護のため実効性のある監視を行うことができると判断し、独立役員として指定いたします。
寺澤孝	○	他の会社の代表取締役(1社)と取締役(1社)を兼任しております。 平成22年3月に独立役員に指定しております。 会社法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める金額を限度とする責任限定契約を締結しております。	人材コンサルティングを手がける株式会社グリッドの代表取締役として活躍しており、経営管理・人事マネジメントの観点からの適正な監査が期待できます。 また、同氏は、当社経営陣との間に利害関係はなく経営陣から独立した立場にあり、一般株主と利益は相反せず一般株主保護のため実効性のある監視を行うことができると判断し独立役員に指定しております。
山口義之		他の会社の代表取締役(1社)を兼任しております。 会社法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める金額を限度とする責任限定契約を締結しております。	小売業界における長年のお客様サービスに対する豊富な経験と、専務執行役員としての経歴を有しており、経営に関する高い識見を当社監査体制の強化に活かされることが期待できます。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社規程に定めた報酬基準額および公正な評価額の算出方法に従いストックオプションの付与数を算定しております。
なお、ストックオプションの割当額は年額16百万円以内とする旨を平成25年6月26日開催の第31期定時株主総会にて決議しております。
平成21年株式報酬型ストックオプションとして付与した新株予約権の総額は8,565千円であります。
平成22年株式報酬型ストックオプションとして付与した新株予約権の総額は7,390千円であります。
平成23年株式報酬型ストックオプションとして付与した新株予約権の総額は9,221千円であります。
平成24年株式報酬型ストックオプションとして付与した新株予約権の総額は10,354千円であります。
平成25年株式報酬型ストックオプションとして付与した新株予約権の総額は10,325千円であります。
平成26年株式報酬型ストックオプションとして付与した新株予約権の総額は11,578千円であります。
平成27年株式報酬型ストックオプションとして付与した新株予約権の総額は11,327千円であります。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

平成21年株式報酬型ストックオプション(平成21年7月14日取締役会決議)
平成22年株式報酬型ストックオプション(平成22年6月24日取締役会決議)
平成23年株式報酬型ストックオプション(平成23年6月28日取締役会決議)
平成24年株式報酬型ストックオプション(平成24年6月26日取締役会決議)
平成25年株式報酬型ストックオプション(平成25年6月26日取締役会決議)
平成26年株式報酬型ストックオプション(平成26年6月26日取締役会決議)
平成27年株式報酬型ストックオプション(平成27年6月25日取締役会決議)
付与対象者は当社取締役であり、企業価値向上及び株価上昇への貢献意欲や士気を高めること等を目的として付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年3月期に取締役を支払った報酬額は160,528千円であり、ストックオプションとして付与した新株予約権の費用計上額11,578千円が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬は、基本報酬及び賞与で構成されており、また、取締役に対しては株式報酬型ストックオプションに関する制度を定めております。
取締役への基本報酬は株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、規程に基づき取締役会にて決定しております。株式報酬型ストックオプションは株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、規程に基づき取締役会にて決定しております。
監査役への基本報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、規程に基づき監査役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役の情報収集及び報告・連絡については、総務・人事部がサポートすることとし、事前に取締役会議案の概要や必要な情報を提供しております。また社外監査役は内部監査室と協議し、監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会へ報告することを指示することができます。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会について

当社の業務執行機関である取締役会は本報告書更新日現在において取締役7名で構成されております。なお、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、取締役7名のうち1名を社外取締役として選任し、独立役員として指定しております。

当社においては月1回の定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催しており、平成27年3月期においては20回の取締役会が開催され、各取締役の出席率は平均98.30%となっております。取締役会においては、経営上の意思決定の他、各管掌取締役は業務執行及び監督状況の報告を行い、取締役相互間の内部牽制を行っております。また、業務執行の迅速化を図る目的で執行役員制度を採用しており、取締役会は執行役員の行った重要事項の決定及び業務執行状況の報告を受けております。

2. 監査役(会)について

監査役会は本報告書更新日現在において監査役4名で構成され、うち2名を独立役員として指定しております。

当社においては月1回の定例監査役会及び必要に応じて臨時監査役会を開催しており、監査状況の確認及び必要な決定・同意を行うとともに、監査役間での情報の共有化を図っております。各監査役は取締役会に出席し、取締役会での討議を通して取締役の独断を防止すると同時にグループ各社の取締役会への出席、財産状況の調査、会計監査人の監査状況及び独立性の監視等を行っております。また、監査役監査を内部監査室と連携して行うことにより監視機能を強化しております。

3. 監査の状況

(1) 内部監査

平成27年3月期において、内部監査室は356ヶ所の営業所へ監査役と連携して内部監査を実施しております。

(2) 会計監査

平成27年3月期において、会計監査人として、有限責任あずさ監査法人を選任しております。

・業務を執行する公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 齊藤 文男

指定有限責任社員 業務執行社員 野口 昌邦

4. 報酬の決定

取締役および監査役の報酬については、取締役全員および監査役全員の報酬総額の限度額を株主総会において決議しており、株主からのチェックを受ける仕組みとなっております。また、ストックオプション等の報酬が発生した場合についても、法令に基づき株主総会の決議を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は独立性の高い社外監査役で構成される監査役会による監視体制が有効に機能していると判断し、現状の監査役会設置会社の体制を採用しております。

なお、社外監査役は取締役会及び重要な会議へ出席し、適法性の観点にとどまらず、外部者としての良識や経験、見識に基づいた客観的な視点からの発言をいただいております。従って、当社におきましては社外のチェックという観点から、経営の客観的・中立的な立場からの監視が機能する体制となっております。

また、客観的かつ専門的な視点を持つ社外取締役を1名選任し、経営判断の妥当性を監督することで当社経営の透明性とコーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主の皆様は早期に招集通知の内容をご覧いただけるよう、招集通知の発送日に招集通知を当社ホームページ(http://www.saint-care.com/ir/shareholders/)に掲載しております。 株主総会において、事業報告等の内容をビジュアル化し、株主の皆様に分かりやすい説明を心掛けております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRポリシーを定め当社ホームページ(http://www.saint-care.com/ir/policy/)において公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎にアナリスト・機関投資家向けに説明会を実施しております(平成27年3月期の説明会参加者は年間で155名となっております)。説明会においては決算概況や今後の施策について、主に代表取締役社長及び取締役管理本部長が説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会資料、プレスリリース、招集通知などを掲載しております(http://www.saint-care.com/ir/)。また、株価情報等へのリンクを設けております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部門として経営企画室を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は情報提供が公平かつ適法に行われる体制を整備するために、IRポリシー(http://www.saint-care.com/ir/policy/)を定め、適正なIR活動が行われるように努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【企業倫理・コンプライアンス】

当社グループは思想性の高い会社でありたいとの考えに基づき、役職員全員が遵守すべき会社方針として「経営方針書」を作成し、経営理念、経営戦略、行動基準および職務上の倫理等を定め、毎年更新を行っております。この経営方針書については、社内ミーティング等において日常的に内容を確認・理解する機会を設け、全役職員へ社風として根付かせる環境を整えています。

また、取締役会は業務分掌規程および権限規程を定め、各管掌取締役・執行役員及び職員の責任を明確にして職務を執行させております。またグループ各社については、関係会社管理規程を定め、グループ各社の業務執行に係る承認・報告・監査・財務諸表作成について円滑に連携が取れる体制を整備しております。

【内部監査およびリスク管理について】

代表取締役社長が直轄する内部監査室を設置し、内部監査計画に基づき監査役と連携して当社各部門及びグループ各社への内部監査を実施し、業務体制及び執行状況のコンプライアンスについて独立・客観的な内部監査・評価を実施するとともに、改善等の指示を出し、代表取締役社長に対し内部監査の実施状況等の報告を行っております。

またリスク管理において、全社的な法的リスクについては総務・人事部が統括し、社外弁護士6名と顧問契約を締結し、適宜必要なアドバイスを受けるなどリスク管理を行っております。

また、当社グループの主たる事業である介護サービスにおけるコンプライアンス・リスク管理を強化する事を目的として、品質管理部を設置しております。

【その他の整備状況】

公益通報者保護法に基づき、コンプライアンス違反等の早期発見・是正を図るために、従業員から通報・相談を受け付ける窓口「ほっとライン」を外部の弁護士事務所に委託すると同時に、当社には事務局を設置し社内通報システムを運営しております。また個人情報保護の重要性を認識し、全従業員を対象とした定期的な研修や内部監査を行うことにより個人情報保護に関する管理体制を確保しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループでは、反社会的勢力の排除に向けた取り組みについて、反社会的勢力には毅然として対応することを宣言しております。

当社グループの経営方針書に反社会的勢力への対応姿勢を定め、全役職員が一丸となり組織全体として取り組む意識を共有してまいります。

反社会的勢力の排除に取り組む体制としては、対応部署として総務・人事部を選定し、警察、弁護士等の外部の専門機関との情報交換を行うなど、連携強化に向けた社内体制の整備を行っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 決定事実に関する情報

当社は取締役会において重要事項の決定及び業務執行状況の報告を行っております。取締役会は本報告書更新日現在において取締役7名、監査役4名（うち社外監査役3名）で構成され、月1回開催し、必要に応じて随時開催しております。監査役は、取締役会に出席することとしております。

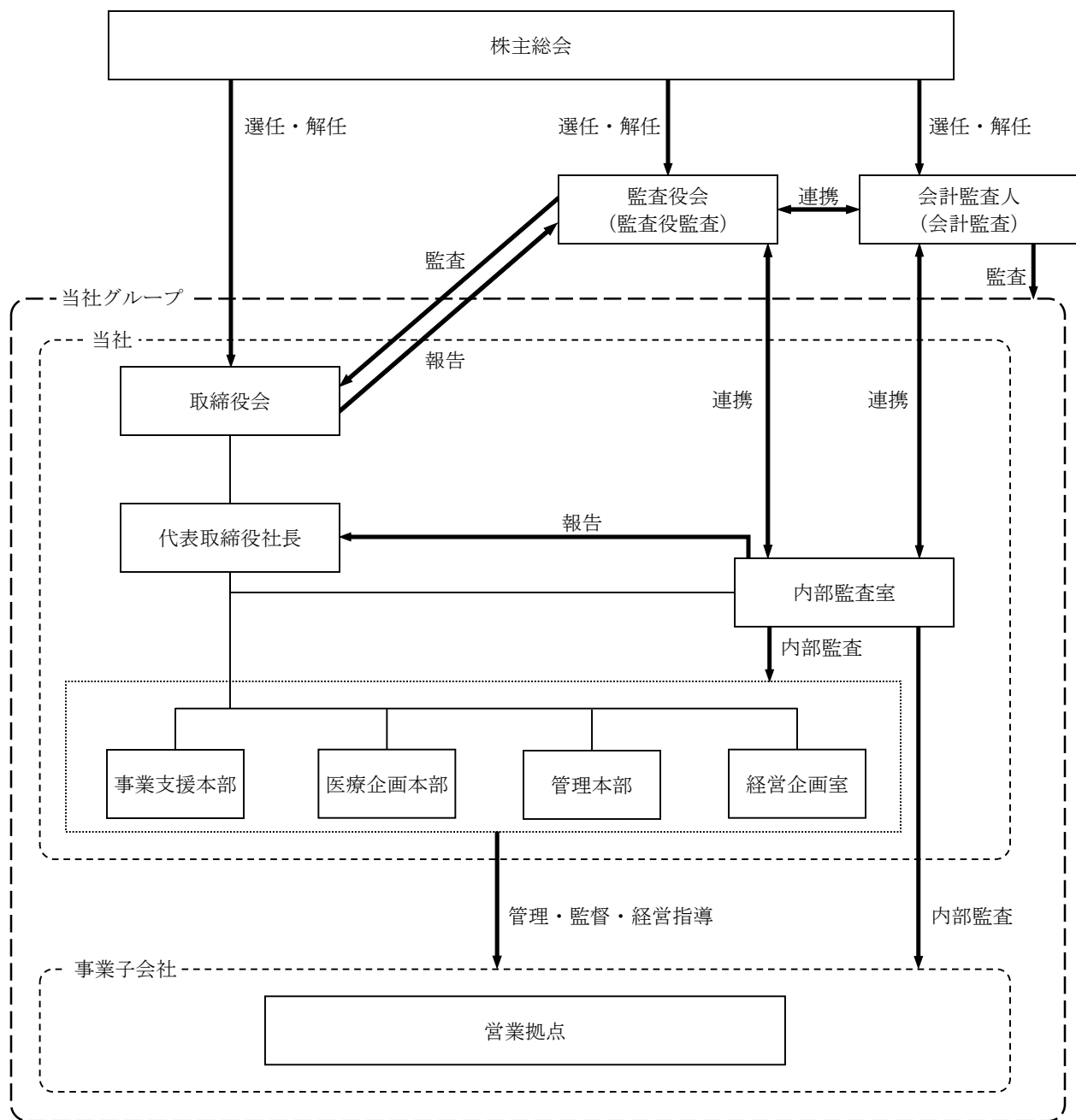
取締役会において決定される重要事実については、情報取扱責任者及び代表取締役社長が情報開示の要否について協議し、公表を要するものに関しては取引所が定める適時開示規則に従い、代表取締役社長の承認を得て、迅速かつ正確に情報の開示を行っております。

2. 発生事実に関する情報

重要な発生事実に関しては、当該事実が発生したことを認識した部署から速やかに管理本部に情報が集約されます。その後公表の要否については情報取扱責任者及び代表取締役社長と協議し、必要に応じて会計監査人、弁護士などによるアドバイスを受けた上で、速やかに情報の開示を行っております。

3. 決算に関する情報

年度決算、四半期決算に関する情報は全て財務・経理部で取りまとめ、決算数値作成中は、並行して会計監査人による監査を受けております。取締役会にて承認決議が行われた後、当日の内に決算情報を開示しております。



適時開示体制の概要図

